

午後一時五十七分 休憩

午後二時十二分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際、日程第八から日程第十四までの七案を一括して上程いたします。

日程第八議案第三十七号福生市表彰条例に基づく自治功労表

彰について

日程第九議案第三十八号福生市表彰条例に基づく自治功労表

彰について

日程第十議案第三十九号福生市表彰条例に基づく自治功労表

彰について

日程第十一議案第四十号福生市表彰条例に基づく自治功労表

彰について

日程第十二議案第四十一号福生市表彰条例に基づく自治功労表

彰について

日程第十三議案第四十二号福生市表彰条例に基づく自治功労表

彰について

日程第十四議案第四十三号福生市表彰条例に基づく自治功労表

彰について

までの七案を一括議題といたします。

本七案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名によりまして議案第三十七号福生市表彰

条例に基づく自治功労表彰についてから議案第四十三号福生市表彰

条例に基づく自治功労表彰についてまでを一括して御説明を申し上げます。

この七議案は、本年四月三十日をもって任期満了になり退職されました

市議会議員の方々が多年にわたり市の発展に貢献されましたその功績

に対するもので、議案第三十七号は議員歴二十年の福生市加美平一

丁目一三番地一六、塩野鐵之助氏を。

議案第三十八号は、議員歴十六年の福生市志茂一九二番地、末

次性男氏を。

議案第三十九号は、議員歴十二年の福生市大字熊川一〇八六番地、小林菊三氏を。

議案第四十号は、議員歴十二年の福生市志茂四一番地二、貫井喜代次氏を。

議案第四十一号は、議員歴十二年の福生市大字熊川七三五番地、松山清氏をそれぞれ表彰条例第三条の規定による自治功労表彰をいたそうとするもの。

また議案第四十二号は、議員歴八年の福生市大字福生一七四七番地、鈴木藤次郎氏を。

議案第四十三号は、議員歴八年の福生市大字福生一、二八番地、村野武男氏を表彰条例附則第二項による自治功労表彰該当者として表彰審査委員会に諮り答申をいただきましたので表彰いたそうとするものでございます。

慎重御審議をいただきますして、この七案を原案どおり御決定くださ

いますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案不理由の説明は終わりました。

これより本七案に対する質疑を行います。

○二十番(指田保雄君) 私は本議案に対しては大賛成をするもの

であります。この中に松山清氏がいるわけでございますが、同氏は

かつて市会議員当時、五十四年の自治功労賞の表彰の議案が提出されたときに、このような質問をしております。ちよと議事録から

読んでみますと、それから自治功労賞の場合、条例に基づいて規定

されてゐるわけです。ですから受けられる方がどうの、このことでは

はいわけですけれども、たとえば功労賞をあげるわけですけれども、功

労賞はいろいろものかといえますと純金副衣で七・五グラムというふうなも

のでやはり金バッジ、ちよと時代に沿うないような感じがするのですが、

これはいかほどの値段がするものか。それと、こういう形ではなく、やはり、

時代も時代なんですから考え、検討する考えはないのか。何もこれは金

バッジでなくても、リッパに役目を果たすものだと思いますと、このように。また

助役が答弁しているわけですが、その答弁に對して、最後に一つ、表彰を受ける方についてどうこうということではなく、表彰のあり方とか内容について私はもうそろそろ検討する、自治功勞につきましても伝統あるものだからというだけではなくて、やはり、いまの時代に沿うような形で四万五千円相当のバッジを贈られた方もこれをつける機会というものはなかなかないわけですね。こういうことから言いますと、検討する時期ではないかと思ひます。この表彰については、この際、そういういろいろな問題も含んでおりますので退場させていただきます。このような質疑を行ってゐるわけですので、そして松山議員と原議員が退場したわけですので、これは読み返してよく考えますと自治功勞者に対して金バッジは贈る必要はないんじゃないかと、このようは趣旨じゃないかと私は思ひます。そう言った本人がここで金バッジを贈られるということになるわけですので、なかなか考え方を変えなさい、節を曲げなさいと言われてゐる共産党の元議員の方がここで、金バッジをやるなと言つておきながら、果たしてすんなりいただいてもらえるのかどうか。いただいてもらえば、

これは問題ないわけですが、もし、いただけないと言われて返されたときにどうなるか、この辺のところをひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○総務部長(浅見裕康君) 回答を申し上げます。

ただいま、前回の四年前の議案の審議の過程の具體的の例を申されまして、今回の退職者の中に云々というような御指摘でございまして、けれども、当然私の方はただいま御提案申し上げましたとおり、一応現在の市のいろいろな規定に基づきまして御提案申し上げたわけですので、当然本日これを御議決をいただきますれば一応御通知を申し上げます。御案内申し上げるといふことに相なっております。

辞退するかどうかという問題につきましては当然これは個人の自分の判断に基づくべきものでございしますので、その時点で、辞退されたとすれば一応それ相應の対応はしていきたいと思ひますけれども、一応御議決いただいたものでございしますので、一応自治功勞者であるということについては変化はないというような認識に立っております。

いずれにしろ、やういつた事態になりますれば当然御通知を差し上げますのでそれ相応の御回答と申しますか、やういふものがいたゞゆる人じやないかというふうに判断をしております。やういふことで今後の受理によつて一応適切な対応はしていきたいというふうに考へております。(「はい了解」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。
お諮りいたします。

本七案は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十七号から議案第四十三号までの七案については、それがれ原案のとおり同意いたしました。

議長(田村市郎君) 日程第十五議案第四十四号福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてと議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

助役(古谷徳男君) 議案第四十四号福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について御説明を申し上げます。

本案は農業委員会委員として十三年五月にわたり市の発展に貢献されました福生市牛浜四〇番地、高橋芳雄氏を表彰条例附則第三項の規定による自治功労表彰該当者として、表彰審査委員会に諮り、その答申をいただきましたので、ここに表彰いたさうとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十四号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十四号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(田村市郎君)

この際、日程第十六及び日程第十七の二案を一括して上程いたします。

日程第十六議案第四十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰

について

日程第十七議案第四十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰

について

の二案を一括して議題といたします。

本二案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

御説明申し上げます。

議案第四十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について及び議案第四十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について、この二案は本年四月三十日をもちまして任期満了になり退職されました市議会議員の市政発展に貢献された功績に対するもので、議案第四十五号は議員歴四年の福生市大字熊川一畠地、石川慶一郎氏を、議案第四十六号は福生市牛浜九七畠地、東浦春浪氏を表彰条例第四条第一号の規定による一般表彰該当者として表彰審査委員会に諮りその答申をいただきましたので表彰いたそうとするものでございます。

慎重に御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本二案は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十五号及び議案第四十六号の二案については、それぞれ原案のとおり同意いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十八議案第四十七号福生市表彰条例

に基づく一般表彰についてを議題といたします。

地方自治法第百十七条の規定により井上寅吉君の退席を求めます。

(七番 井上寅吉君退席)

○議長(田村市郎君) 本案について、提案不理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第四十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、加美第二町会長として満八年にわたり市行政に貢献された福生市大字福生一、二九二番地、井上寅吉氏を表彰条例第四條第一号の規定による一般表彰該当者として表彰審査委員会に諮り、その答申をいただきましたので表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案不理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

たゞいま議題となつております議案第四十七号は、原案のとおり同意することゝ御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十七

号は、原案どおり同意いたしました。

(七番 井上寅吉君入場)

○議長(田村市郎君) この際、日程第十九から日程第二十五までの七案

を一括して上程いたします。

日程第十九議案第四十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰に

ついて

日程第二十議案第四十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰に

ついて

日程第二十一議案第五十号福生市表彰条例に基づく一般表彰に

ついて

日程第二十二議案第五十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰に

ついて

日程第二十三議案第五十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰に

ついて

日程第二十四議案第五十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰に

ついて

日程第二十五議案第五十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰に

ついて

までの七案を一括して議題といたします。

本七案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第四十八号福生市表彰条例に基づく一般

表彰についてから議案第五十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰

についてまでを一括して御説明を申し上げます。

この七議案は福生市消防団員として入団以来十五年にわたり消

防行政に貢献され、現在もなお御活躍されている方々に對するもので、議案第四十八号は福生市大字熊川五二番地、石川政征氏を。

議案第四十九号は福生市大字熊川一〇〇五番地、小林昌一氏を。

議案第五十号は福生市大字福生五七二番地、笹本和一氏を。

議案第五十一号は福生市大字福生一七五八番地、島田勝氏を。

議案第五十二号は福生市志茂二二番地、瀧野博之氏を。

議案第五十三号は福生市北田園二丁目一三番地七、古谷久雄氏を。

議案第五十四号は福生市大字熊川一〇八〇番地一、森田昇一氏を。

それぐれ表彰条例第四条第一号の規定による一般表彰該当者と
して表彰審査委員会に諮り、その答申をいただきましたので表彰を
いたそうとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますよ
うお願いを申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本七案に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終ります。

お諮りいたします。

本七案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十八号か
ら議案第五十四号までの七案については、それぐれ原案のとおり同意い
たしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十六議案第五十五号福生市表彰条例
に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第五十五号福生市表彰条例に基づく
一般表彰について御説明を申し上げます。

本会とは、学校医として二十一年六カ月にわたり市行政に貢献され
ました昭島市松原町四丁目〇番地四、石川孝明氏を表彰条例
第四条第一号の規定による一般表彰該当者として表彰審査委員会に
諮り、その答申をいただきましたので表彰をいたそうとするものでご
ざいます。

慎重に御審議をいただきましたしまして、原案どおり御決定くださいます
ようお願いを申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十五号は、原案のとおり同
意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十五

号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十七議案第五十六号福生市表彰条

例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第五十六号福生市表彰条例に基づく一般
表彰について御説明を申し上げます。

本会とは、消防団員として十六年四カ月、永田町会長として四年、
通算二十年四カ月にわたり市行政に貢献されました福生市大字福
生六四四番地、笠井時道氏を表彰条例第四条第一号の規定によ
る一般表彰該当者として表彰審査委員会に諮り、その答申をいた
だきましたので表彰をいたそうとするものでございます。

慎重に御審議をいただきましたしまして、原案どおり御決定くださいますよ

うお願いを申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十六号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第五十六号

は、原案のとおり同意いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十八議案第五十七号福生市表彰条例

例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第五十七号福生市表彰条例に基づく一般

表彰について御説明を申し上げます。

本案は、消防団員として十六年六ヵ月、保護司として十一年五ヵ月、通算二十七年十一月にわたり市行政に貢献されました福生市大字熊川六の一番地、齋藤敏雄氏を表彰条例第四条第一号の規定による一般表彰該当者として表彰審査委員会に諮り、その答申をいただきましたので表彰をいたそうとするものでございます。

慎重に御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。